

富野自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、富野自治会（以下「自治会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 自治会は、事務所を富野地区交流館におく。

(区域)

第3条 自治会の区域は、梁川町富野区域（以下「区域」という。）とする。

(目的)

第4条 自治会は、民主的な運営の下、富野地区まちづくり計画を基軸に良好な地域社会形勢と維持及び発展的な地域振興を地区住民協働で推進することを目的とする。

- (1) 自治、福祉、教育、文化、産業等地域の振興とコミュニティの醸成に関すること。
- (2) 市、市議会等行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) 区域内公衆用道路、用排水路の整備、維持管理及び生活環境の保全に関すること。
- (4) 富野地区交流館の管理及び運営に関すること。
- (5) 地域防災に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業。

第2章 会員、代議員

(会員の資格)

第5条 自治会の会員は、区域に住所を有する全ての個人になることができる。

2 自治会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上妥当である場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。

3 自治会は、区域に事業所若しくは法人を賛助会員にすることができる。

(会費等)

第6条 会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会員及び賛助会員は、共同作業等の義務を負う。
- 3 会費の種類、金額及び集金方法並びに共同作業等は、総

会の議決を経て別に定める。

(代議員及び組織運営)

第7条 自治会の組織運営は、代議員制によるものとし、代議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町内会長 13人
- (2) 各部会の部長 別表2に定める
- (3) 各種団体の長 別表1に定める
- (4) 学識経験者 若干名

第3章 役員

第8条 自治会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 3人
- (4) 庶務 2人 (内1人は事務局長)
- (5) 会計 1人

2 会長、副会長、監事は、前条に定める代議員の中から總會において選出する。

3 別表2の部会長・副部会長は、各部会の互選により会長が任命する。

4 庶務、会計は、会長が任命する。

5 役員は、相互に兼ねることができない。但し、各事業実施上必要な場合に限り監事及び会計を除き相互に兼ねることができる。

6 会長は、總會の承認を得て別表第1に定める顧問をおくことができる。

(役員の任務及び権限)

第9条 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が会務を代行する。

3 役員は、会長の命により会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる事務を執行する。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 会務の執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況及び会務の状況について、總會に報告すること。
- (4) 財産の状況及び執行について、不正の事実を発見した

ときは、総会を招集し、報告すること。

5 庶務・会計は、会の事務及び会計を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席者の2分の1以上の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められた場合。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつた場合。

(報酬等)

第12条 報酬を支給する役員及び報酬の額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 役員が会務の執行に要する費用は、弁償するものとする。

第4章 会議

(会議)

第13条 自治会の会議は、代議員による総会役員会とし、総会は、定例総会と臨時総会とする。

2 役員会は、第8条第1項の役員(ただし、監事を除く。)及び別表2に定める部会長をもって構成する。

3 各部会の会議は別表2に定める各部員で構成する。

(権能)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他自治会の運営に関する重要な事項

2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(2) 役員会として総会に付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する

る事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年度事業終了後に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認める場合

(2) 代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により、請求があった場合

(3) 監事が第9条第4項第4号の規定に基づいて招集する場合

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) 役員2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事から開催の請求があった場合

(招集)

第16条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、代議員に対し、開催の5日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会出席した代議員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がその任に当たる。

(定足数)

第18条 会議の定足数は、総会については代議員総数の過半数以上、役員会については構成員の3分の2以上とする。

(議決)

第19条 会議の議決は、この規約で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 代議員の表決権は平等とし、不当な取扱をすることはできない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない事由により、総会に出席することのできない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の代議員を代理人として表

決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 審議・議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した代議員の中から、その会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 22 条 自治会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 23 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の審議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 24 条 自治会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 25 条 自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 26 条 自治会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

4 自治会の予算は、一般会計及び特別会計とし、特別会計を設置又は廃止するときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第27条 自治会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第28条 この規約は、総会において代議員総数の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 自治会は、総会において代議員総数の4分の3以上の同意を得なければ、解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、自治会と類似の目的を有する団体又は、会長が総会の議決を経て別に定める者に帰属する。

第7章 雑則

第30条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。

附則

- 1、この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2、「富野会会則」は、廃止する。
- 3、当分の間、梁川町協働のまちづくり規則に定める「地域づくり推進会議」は、本会が兼ねるものとする。

附則

- 1、この規約は、平成23年4月17日より施行する。

附則

- 1、この規約は、平成26年11月29日より施行する。